

No.	分類	意見要旨	対応	
1	眺望ゾーンの考え方	・シーンAについて、石垣の稜線が見えなくなるまで樹木が伸びてから、天端から4分の1以上切ると、かなり強剪定をすることになり、樹形も相当崩れるうえに景観上も望ましくない。(村上委員) ・JR明石駅から見た明石城は、市民以外からも見られる明石公園の顔とも言える風景であるので大切にしてほしい。(村上委員)	【意見を踏まえ対応】(資料2/P.2) 『景観創出の方法』について、内容を修正しました。	
2		・4分の1の高さを維持するためには、それぞれの木が何年後にどれぐらいの大きさになるのかということ、剪定に必要となる作業量や予算をあらかじめ予測して、計画を立てておく必要がある。必要なときに作業が実行できるよう、長期的な樹木の管理計画のようなものも検討いただきたい。(高田部会長)	【今後、県において対応】 石垣の稜線(天端から1/4程度)の視認を効率的に維持する方法について検討していきます。	
3		・石垣や櫓が主景で緑が添景であるという表現は受け入れられない。(嶽山副部会長、小林委員) ・緑と石垣と一緒に合わせて見えるようにすることが1つの明石公園の価値であるということ、以前の景観計画ベースではなく、この部会の議論を踏まえた新しい形でまとめていただきたい。(丸谷委員) ・社会の変動が激しい中で、策定された計画が鮮度を保てる期間は短くなっている。当時の状況では最善の計画だったと思うが、そこからの議論の積み上げがあり、新しい考え方や視点が必要という意見が出てきたのであれば、バージョンアップしていくことも重要。(高田部会長)	【意見を踏まえ対応】(資料2) 「明石公園 城と緑の景観計画」における視点場を基準に、部会での議論を踏まえて眺望ゾーンを設定しています。誤解を招きかねない表現については見直しました。	
4		・シークエンスの考え方でも大事なので、動的な景観についても設定していただければと思う。城の起伏や、緑との距離感が感じ取れるような上下の動きを取り入れた線形の景観があってもよい。(嶽山副部会長)	【意見を踏まえ対応】(資料2/P.7) シークエンス景観の考え方に関するページを追加しました。	
5		土塁	・土塁もお城の重要な構成要素の1つだと思うので、土塁に残されている自然と植物について、城の構成要素に位置づけることが必要。(小林委員)	【協議の場等において対応】 ゾーニング図Bの充実と関連して、協議の場において検討します。 また、文化財活用の観点から「史跡明石城跡整備基本計画策定委員会」においても検討していきます。 藤見池はゾーニング図Bにおいて配慮が必要なエリアに位置づけており、公園管理上、配慮していくこととしています。
6			・藤見池はトンボなどの生態系に価値があると聞いているので、土塁を管理するには配慮いただきたい。(丸谷委員)	
7	石垣周辺における樹木管理の方針	・苗木に近い段階の木を経過観察で置いておくということは、木が成長して取扱いが難しくなるまで待つということ。予防的措置として早めに処置しておけば、伐採や強剪定にも至らないが、成長してから対処すると、費用もかさむし、工事等により結果的に希少種を傷つける可能性もある。放置することでどのような問題が発生するのかということを計算し、管理方針に反映することを考えなければならない。(村上委員)	【意見を踏まえ対応】(資料3-3/P.16) 『石垣周辺に生える幼木の取扱い』として、資料に追記しました。	
8		・ツメレンゲなど貴重種は残したうえで、石垣の幼木は必ず除去するほうがよい。(上町委員)	【意見を踏まえ対応】(資料3-3/P.16) 希少種のいる箇所についてはゾーニング図Bに明示しているほか、資料においても「石垣に植生する希少植物に配慮する」こととしています。 また、石垣に生える幼木については、可能な限り早期に除去することを追記しました。	
9		・石垣の中に生育している植物を残していくということは明記いただきたい。(丸谷委員)		
10		・ベースになるのは、日常的にどこに何が生えているかということを記録して管理すること。幼木まで含めて記録することはかなり大変なことだが、そういう仕組みを考えていくことが必要だと思う。(小林委員)		
11	確認の基準(5m)	・石垣周辺における伐採樹木の選定の基準について、石垣から5mということ、明石公園の基本とするのかどうか。5mという範囲も今後検討する必要があると考える。(丸谷委員)	距離にこだわらず、石垣に影響する可能性のある樹木については丁寧に確認し、適切に対処していきます。	
12	伐採後の対応	・石垣周辺の木が伐採されて根が腐ったときに、既に岩が緩んでいる箇所がすんなり元に戻るのか、逆に危なくなつて岩が落ちるのかということは検討をする必要がある。切っただけで放っておくのも危ないと思う。(上町委員)	【意見を踏まえ対応】(資料3-3/P.15) 日常点検に加え、導入を予定している石垣のレーザー測量によって変状を観察することが可能であると考えています。変状が認められた際には、土を補充する等により応急対策を行います。	

No.	分類	意見要旨	対応
13	意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の意見交換会でいただいた様々な意見が今回の資料に反映されてない。意見交換会で出た意見はこの場でしっかり共有をして、活性化の考え方に盛り込めるものは盛り込んでいくべき。（丸谷委員）</li> </ul>	資料4について、今回の部会で議論をいただければと思います。
14		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会での意見は反映しつつ、具体方策と仕組みとを、相互に行ったり来たりしながら、しっかり活性化について議論できる体制をつくれたらと思う。（高田部会長）</li> </ul>	
15	管理運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理者の意見も非常に大事。管理者がどういう管理をしているのか、どういうイベントをしているのかということを知らない方もいるので、協議会では、管理の年間計画といった資料も出していただきたい。（嶽山副部会長）</li> </ul>	<b>【意見を踏まえ対応】</b> 協議会等において、公園管理に係る情報やイベント予定などの情報を広く共有していきます。
16	活性化のあり方 新たなパークマネジメントの導入の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的にはPark-PFIの有効性も取り上げられている。民間事業者の提案と住民側の意見が合わないということであれば、サウンディングにおいて判断して落としていけばよいだけの話なので、最初からPark-PFIはないというよりも、ある程度そういった考え方も踏まえることも必要かと思う。（中務委員）</li> <li>・手法先行ではなく、Park-PFIも明石公園の在り方を実現するための方法論の1つの選択肢として位置づけて議論していくものと認識している。（高田部会長）</li> <li>・Park-PFIというと、おいしいところばかり持っていかれて、しんどいところが残ると印象を感じてしまうところがある。民間事業者が参入してきたとして、その利益をどのように還元していくのかということはこの部会でも議論していきたい。（嶽山副部会長）</li> </ul>	Park-PFIも公園活性化の手段の一つとして捉え、選択肢を排除することなく検討していきます。